



栄村議会報

第213号

●発行／栄村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○行政視察研修報告 ○主な案件 ○令和6年度予算推移 ○意見書3件を提出
○一般質問6名 ○議会や議員についてのQ&A

行政視察研修報告

(株)ミスズライフ能登工場

能登半島を視察研修の地に

令和6年1月1日、能登半島を大地震が襲いました。

最大震度7、死者456人（石川県内のみ11月26日現在）、全壊住家6069棟にのぼる大災害です。

14年前に大震災を経験した栄村としては、他人事とは思えない出来事です。現地を自分たちの目で実際に見て、「今後の栄村の災害対策に役立てたい」とそんな目的で能登を視察研修の地としました。

しかし、研修の日は震災からわずか11か月後です。被災地の状況と人々の気持ちを慮ると十分以上の慎重さを要します。

加えて9月21日に同じ能登で大きな豪雨災害が発生しました。

最終的には穴水町の株式会社ミスズライフ能登工場と輪島市の被災した街並みの視察研修となりました。

研修1日目

(ミスズライフ能登工場視察)

11月5日、我々（議員8名、事務局

1名）は、中型バスで能登へと向かいました。

震災の跡が見え始めたのは、和倉温泉付近からでした。能登を縦断する「のと里山街道」はまだ一部復旧しておらず、郊外の歩道には、まだ地震による隆起とひび割れが残り、コンクリートの擁壁は一部ズレたままでした。



本社の方から被害の説明を受けました。

ミスズライフ能登工場に到着したのは午後でした。

株式会社ミスズライフは、栄村でも白鳥に工場を構えるキノコ生産量日本

3位の会社です。栄村出身の小林満さんが1991年に創業した会社で、今回の研修でも小林満さんの名前が何度も出てきました。村から離れた地で、村出身の人が活躍した話を聞くのは嬉しいものです。

研修では、飯綱本社の総務の担当者として、地元穴水町の工場長から説明を受けました。

穴水町は能登半島の東側、富山湾と少しへこんだ七尾湾に面する町です。よく報道に出るのは、半島の反対側の輪島市や、震源地である半島の先に位置する珠洲市ですが、穴水町も甚大な被害を受けています。

1月1日の地震当日も能登工場は稼働していました。

従業員が作業を終えたわずかに1時間ほど後に地震は起こり、高々と重ねられた280万本の菌床のビンが倒壊しました。



画像は(株)ミスズライフ提供



工場長（左上）からも震災時の様子が

工場での人身被害は有りませんでした、もし少しでも時間がズレていたら恐ろしいことになっていました。工場の従業員25人全員が被災しました。断水も一か月続く中、工場の井戸水を利用し、シャワーや洗濯を出来るようにし、工場内で寝泊まりできる場所も作ったそうです。本社等からの応援を得ながら、ほぼ自分たち従業員のみで復旧作業を行ったということです。慣れない危険な作業も多かったそうで、尽力された従業員の方々に感謝いたします。この復旧作業におよそ3か月かかり、8月からキノコを出荷できるようになり、10月から通常生産に戻ったということです。

印象に残っているのは、復旧中の「工場での酒を解禁した時から気が楽になった。」との話でした。特別な緊張感と長く続く疲れの中では、例外を許し精神的に楽に成ることの重要さを感じます。

研修2日目（輪島市街地視察）

11月6日、穴水町の民宿から能登半島を横断し、大災害のあった輪島市街地へと向かいました。

まず驚いたのは輪島市へと向かう道路です。元の道が崩壊して、隣に仮復旧させた状態の悪い道でした。路肩が完全に崩落し、ガードケーブルの柱が宙に浮いた所もありました。



9月21日 豪雨災害で山が崩れています。

バスは何度もバウンドし、ドライバーさんも我々も動揺しながら輪島市へ

と向かいました。

川沿いの道からは、豪雨災害被災現場が見えました。増水時の水により押し流された堤防の跡も残っていました。何箇所も土砂崩れがあり、この道自体も危険だったことがうかがえます。

輪島市街地の被災した街並は、バスの中からの視察でした。地震時の火災で焼失した朝市通りの手前までの見学です。

報道された横倒しになったビルがまだ残っていました。応急危険度判定の「赤紙」「黄色紙」が貼られた手つかずの建物が数多くありました。1階が2階に押しつぶされた建物も少なくありません。

一方で、建て替えられたのか被害が無かったのか、全く地震を感じさせない綺麗な家もありました。

輪島市街地のコンビニは、復旧のための作業員なのか、多くの客で賑わっていました。

輪島市街地は、被災時の悲惨な状態のまま時間が止まったような部分と、ごく普通の日常を送るいち地方都市の部分がありました。

その明暗は甚だしく、栄村でもいつか感じたやるせなさを感じ出しました。

街の復旧はまだまだ遠く感じた視察でした。

栄村と能登半島

山がちな地域の中に、集落が点在するのは、栄村と能登半島に共通します。

能登地震の悲惨さの一つは、交通手段の困難さにあるとも言われています。

栄村の地震でも道路や橋は大きな被害を受けましたが、能登ほどではなかったように思います。

安全な交通手段の確保に努めると共に、完全に寸断された場合の備えも必要です。

私が能登で最も気になるのは、どことなく集落の活力が無いように見受けられることです。そうなるって当然の大災害だったのですが、より一層の過疎化が進んでいると思われます。

栄村は被災当時に心配されたほどは、人口が急減しませんでした。当時の栄村の集落は、それだけの活力があったのではないかと思います。それがこれからも維持されることを願います。

能登の町議会議員が栄村へ

我々の視察研修の1週間後、能登地区町議会の方々が、栄村に行政視察に来られました。大震災から復興した先輩地区への来訪です。

私たち栄村の辛苦の経験が、今ごろ能登の役に立っているかもしれせん。（山上宏晃）

令和6年12月定例会 主な案件

案 件 名	内 容
◆専決処分について【令和6年度 栄村一般会計補正予算（第4号）】	・衆議院議員総選挙経費 ・補正額：5,015千円
◆令和6年度 栄村一般会計補正予算（第5号）	・ふるさと納税の寄付増による返礼品に係る経費並びに基金積立金：10,500千円 ・森林環境譲与税の栄村配分額の増額による基金積立：4,097千円 ・固定資産税の家屋評価事務システム購入経費及び保守料：1,829千円 ・令和5年度障がい者自立支援給付費国庫負担金の清算に伴う超過交付分返還金：3,342千円など ・補正額：35,001千円
◆令和6年度 栄村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）	・令和5年度保険給付費清算に伴う返還金など ・補正額：987千円
◆令和6年度 栄村国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第2号）	・歯科医師住宅改修 ・※一般会計からの繰入により予算の総額に変更なし
◆令和6年度 栄村介護保険特別会計補正予算（第2号）	・居宅介護サービス給付費に不足が見込まれるためなど ・補正額：1,017千円
◆令和6年度 栄村簡易水道事業会計補正予算（第1号）	・水道施設の修繕費の追加 ・補正額：1,050円
◆栄村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正条例について	・現行の保険証廃止に伴い、マイナ保険証の資格確認等を容易にできるようにするため
◆栄村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について	・消防団員の年度途中の任命、退職時等に月割計算をもって報酬を支給していたが、そのことについて明確な記載がなかったため整備するもの
◆栄村福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の制定について	・ひとり親家庭等医療費の助成に係る所得制限限度額を引き上げるため
◆栄村スキー場施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	・リフト券の利用料の改定 ・大人1日券：4,000円⇒4,500円 ・1回券：400円⇒450円 ・シーズン券一般大人：28,000円⇒30,000円 ※村民の利用にあたっては、昨年度と同額予定
◆栄村固定資産評価審査委員会委員の選任について	・藤木 博吉 氏（極野）
◆栄村教育委員会委員の任命について	・高橋 修 氏（青倉）
—議員発議— ◆栄村議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について	・栄村議会の議員定数10人⇒9人とする ・採決：賛成2、反対6（議長除く、1名欠席）否決

◆令和6年度 栄村予算推移◆

単位：千円

区 分	当初予算	6月補正	7/26専決	9月補正	10/9専決	12月補正	予算総額	増減額	増減率%	構成比
一 般 会 計	3,410,000	43,719	6,000	19,199	5,015	35,001	3,518,934	108,934	103.19	
特 別 会 計										
国民健康保険 (事業勘定)	237,526	1,116				987	239,629	2,103	100.89	26.2%
国民健康保険 (施設勘定)	112,685			8,262			120,947	8,262	107.33	13.2%
秋 山 診 療 所	3,842						3,842	0	100.00	0.4%
後期高齢者医療	33,242						33,242	0	100.00	3.6%
介 護 保 険	449,683			2,835		1,017	453,535	3,852	100.86	49.6%
介護サービス	10,499						10,499	0	100.00	1.1%
ケーブルテレビ	53,183						53,183	0	100.00	5.8%
特別会計合計	900,660						914,877	14,217	101.58	
事 業 会 計										
簡易水道事業	157,219					1,050	158,269	1,050	100.67	
下 水 道 事 業	126,975						126,975	0	100.00	
事業会計合計	284,194						285,244	1,050	100.37	

意見書3件を提出

件 名	意見書内容	送 付 先
福祉医療給付制度を国の制度として確立することと、医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置をすべて廃止することを求める意見書	自治体が実施する福祉医療給付制度(子供医療費助成や障がい者医療費の助成等)は拡充がすすんでできました。 しかしながら制度の内容をみると、対象年齢、所得制限、障がい種別による違い、窓口での一部負担の有無など、自治体間で大きな格差が生じています。一部負担はたとえ少額であっても受診の抑制につながります。 どこで生まれ、どこに住んでいても、誰もがお金の心配なく必要な医療が保障されるべきです。そのためには、国が責任をもって、子供や障がい者等の医療費助成制度を確立するべきです。 国は、子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置を廃止しました。 しかし、その他の医療費助成については減額調整措置が残されています。減額調整措置は自治体の行う医療費助成に対してペナルティをかけるものであり、制度拡充の壁となっています。子ども医療費助成と同様に、全ての医療費助成への減額調整措置を廃止すべきです。 以上の趣旨から、以下の項目について強く求めます。 1. 自治体が実施している福祉医療給付制度(子ども医療費助成、障がい者医療費助成等)を国の制度として確立すること。 2. 子ども医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止に留まらず、障がい者等その他の医療費助成に係る同保険の減額調整措置についても、すべて廃止すること。	内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣

件 名	意見書内容	送 付 先
日本政府に核兵器禁止条約への参加・批准を求める意見書	国際法史上初めて核兵器を違法とした「核兵器禁止条約」は、2017年7月7日、国連の会議において122か国の圧倒的多数の賛成で採択されました。 その後、発効基準とした50か国の批准が達成され、2021年1月22日には、国際法として正式に発効し、その後今日までに、核兵器禁止条約への調印（署名）国は93か国になり、正式に加盟した批准国は70か国に達し、大きく広がっています。 調印93か国というのは、国連加盟国数193か国の過半数97か国に近づいていますし、批准国70か国は、国連加盟国の3分の1を大きく超えています。 核兵器禁止条約は、核兵器について、破滅的な結末をもたらす非人道的兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法に反するものとして、核兵器を歴史上初めて、明文上も違法なものとししました。 条約は、その開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、そして、使用、威嚇に至るまで、核兵器に関するあらゆる活動を禁止し、「抜け穴」を許さないものとなっています。 また、条約は、核保有国の条約への参加の道を規定するなど、核兵器完全廃絶への枠組みも示しています、さらに、被爆者や核実験被害者への援助・支援を行う責任も明記され、被爆者や被爆国民の願いに応えるものとなっています。 カナダ在住の被爆者セツコ・サー口さんは、この禁止条約の発効を「核兵器の終わりの始まり」と表現しました。 このように、核兵器禁止条約は、被爆者とともに、私たち被爆国国民が長年にわたり切望して来た核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。 核兵器禁止条約の締約国会議はすでに2回開かれ、核兵器禁止条約への参加をさらに広げることを確認し、条約に規定された被爆者への支援・援助のための国際的協力も進んでいます。 第3回目の締約国会議も来年3月に開かれる予定になっています。 この締約国会議には、「核の傘国」など様々な事情ですぐに条約に参加できない国々の「オブザーバー参加」も増えています。 こうした世界の動きの中で、唯一の戦争被爆国である日本政府は、いまだ、核兵器禁止条約に調印・批准していません。 よって、日本政府は、核兵器禁止条約締約国会議にオブザーバー参加をし、署名及び批准の手続きを進められるよう求めます。	内閣総理大臣 外務大臣
再審法改正の早期実現を求める意見書	間違った有罪判決で無実の罪を着せられたえん罪被害者を救済するための最後の砦として、「再審」という制度があります。 わが国では、これまで4つの死刑確定事件（免田事件、財田川事件、松山事件、島田事件）で再審により無罪判決が確定しており、近年でも、足利事件、布川事件、東京電力女性社員殺害事件、東住吉事件、松橋事件及び湖東事件などで再審により無罪判決が確定しています。 また、最近では、袴田事件でも再審が開始され、再審公判において無罪判決が確定し、死刑確定事件では5件目の再審無罪判決となっています。 しかし、現実には、10年、20年、時には人生の大半をかけて、無罪を主張するものの、今なおえん罪を晴らすことができずに苦しんでいる人、中には、上記の死刑確定事件のように、えん罪により死刑判決を受け、死刑執行の恐怖に長年脅かされてきた方がいます。 その大きな原因として、現在の再審の手続きを定める法律の規定が極めて不十分であり、証拠開示の規定が存在しないことから捜査機関の保有する無罪を示す重要な証拠が隠されてきたり、証拠開示を含めた再審事件の審理が裁判所でまちまちとなっており、「再審格差」とも呼ばれる裁判所ごとの不合理な格差（運用の不統一）や、再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての繰り返しによる手続きの長期化などを生み出しているという点があります。 このような状態は、再審制度が誤った有罪判決から国民を救済する最後の砦であることに鑑みれば、もはや一刻も放置することはできず、速やかに改善されなければなりません。 そこで、えん罪被害者の速やかな救済のために、国に対し、少なくとも以下の点を含む再審法（刑事訴訟法第4編）の改正を求めます。 1 えん罪被害者の救済の観点から実効性のある検察官による証拠開示の規定を設けること 2 1の証拠開示制度を実効的に担保する捜査機関における適切な証拠の保管、保存制度に関する規定を設けること 3 再審開始決定に対する検察官の不服申し立ての規準を設けること	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 法務大臣



松尾 眞議員

雇用の場の確保へ、特定地域づくり事業協同組合への取り組みを。

村長 総務相からも推奨されている。真剣に考えていきたい。

松尾 Uターンの人から「働く場がない」という声が上がっている。

栄村は90%以上が森林という大地の上で、農業を中心に暮らしを営む村。少ない人が非常に大きな面積に対して責任をもち、その役割を果たしている。そのため、かつては、稲作と山での薪炭づくりという複業（マルチ）で稼いできた。

都市部とは異なる暮らしに誇りと自信をもつことが必要だ。

現代版のマルチな働き方を出来るようにしたい。そのために特定地域づくり事業協同組合を栄村にも導入する必要がある。いかがか。

村長

価値観の話が響いた。都会とは違う価値観を持たなければ、栄村で継続して暮らしていくのは難しい。

山間地域の人口は2・5%、国土の半分以上を守っている。ここに自信と誇りを持つことをもって自覚し、村で暮らす力にしていけることが必要。

特定地域づくり事業協同組合については、先月の第58回全国過疎地域連盟総会で村上総務大臣から制度活用アピールがあった。

組合をつくり、とりまとめていく人材、コーディネートする人材が大事だと思われる。そういう点に留意して、真剣に考えていきたい。農業、観光業等々を含めて動く形をつくり、面白い社会、楽しい社会を栄村の中につくっていくことがこれから非常に大事なところ。

中山間地域直払制度を活用する集落営農の発展、そしていまの協同組合、全部を一つのテーブルの上にあけて、整理しながら、あるべき姿を目指していく。

松尾

価値観の問題にまで掘り下げたの答弁によって、これからの村の作り方を議論するきっかけが生まれたと思う。

今後の村づくりは、いろんな部署が絡まってネットワーク的に物事を進めていく必要がある。いろんな関係者が集まって情報交換から始まり、率直にいろんなことを提起し合える場を行政も議会も先頭に立つ形で創り出していきたい。



島田 伯昭議員

産業創出の支援を。

村長 いろんな形で取り組む。

栄村の産業について

質問

栄村にとって若者の村外流出は深刻な課題である。本村の活力ある元気な村づくりのためには、若者のエネルギーが必要であり重要だ。若者が栄村で生活し、暮らしの設計ができ、栄村に生きるという環境整備を村民と共に取り組み、振興計画に沿った社会政策を進めてほしい。

厳しい村財政であるが、とにかく栄村は、「元気で面白い」を目指し、村の産業振興のために若者の発想、移住者の活力などを活かした村民生活を支える雪国栄村の物づくり産業政策を進め、特色ある村づくりのために産業創出支援を目指した「物づくり産業祭」などの取り組みについて村の見解を伺う。

村長

栄村の産業振興の重要性、またそれを如何に進めるかは極めて大事である。

令和4年3月に策定した第6次栄村総合振興計画、後期基本計画第3章「活力ある村づくり」として産業振興に対する現状と課題、また施策の方針、成果、指標等掲げてある。一読し指導してほしい。

この後期基本計画は、令和8年度までの計画で、「持続可能な村づくり」「災害に強い村づくり」「活力ある村づくり」「穏やかに暮らせる村づくり」「豊かな心を育む村づくり」と、五つの基本目標を掲げている。

総合振興計画は、栄村の基本的計画なので、細部において現実的な対応を即座に必要とされるものもある。柔軟性をもって取り組んでいきたい。

猫つぐらの創作の実演なども役場内で行っている。栄村の特色ある産業の情景を収穫祭等で村内外へ発信することとは大事なことで、これからも取り組んでいく。

産業祭の名前はともかく、いろんな形で周知をし、多くの方々に栄村の産業情報を発信する考えだ。

島田

この雪国栄村は非常に魅力的だということを紹介しながら、人々が働く喜びの環境をより多く創出できる栄村にしていきたいと思う。



保坂眞一議員

若者定住のために
奨学資金返還免除を。

教育長
貸与型は継続しつつ
給付型についても検討し、育英資金運営委員会に諮りたい。

栄村奨学資金制度改正について

質問 栄村奨学資金制度は、経済的な理由により、就学が困難と認められる学生、生徒の皆さんの就学を援助し、社会の発展に寄与する人材を育成する学資貸与制度である。

栄村総合振興計画の人口対策において、移住定住の促進、住宅対策など、様々な事業を展開している。その中で村が抱える課題の多くは、若い世代が少ないことが明確であり、一人でも多くの若者が村に定着することが最重要課題である。

そこで、持続可能な村づくりのための人口減少対策に対する村長の基本的な考え方について伺う。又、栄村奨学資金制度について、定住促進、並びに地域産業の担い手の人材確保のため、

村に居住し、村内外で勤務の場合、返還を免除する給付型制度を創設してはどうか。この給付型制度創設に伴い、過疎法第十四条の過疎債による財源措置の活用ができないか。

村長 都会への人口集中を止めることは容易ではない。ただ、栄村に自信と誇りを持って穏やかに暮らし続けることが出来る村づくりが人口減にブレーキをかける。村に自信を持つことが人口対策の根本であると考え

る。

教育長 現在の条例でも免除規定はあるが、かなり限定的で、利用者がいないのが現実である。

貸与型は継続しつつも、学業成績の状況や卒業後の村への居住状況など詳細な条件整備の緩和を行い、利用しやすい給付型の検討をした後、新年度の育英資金運営委員会に諮りたい。

村に戻ってきたいと思える学力、また教育もより一層育てていきたいと考えている。

副村長 給付型奨学資金制度創設に伴う過疎債の充当について、奨学金へ

特定基金への積み立てのための財源へ充当した事例はあるとのことなので、制度の確定後に十分な検討を進めていきたい。



山上宏晃議員

林業は、将来の有望な栄村の産業だ。村が力を入れるべき。

村長
林業が活性化することとは村にとって大きな希望。

気候変動に対応した産業政策について

質問 近年気候が極端化している。村は農家を守るため、どんな体制にあるか。将来的なより大きな気候変動に対し、どう考えているか。

村長 水稲の不作については共済事業がある。農地、農業用施設の災害については、災害復旧事業で対応してきた。将来的なことは、その時々状況に合わせた対応を一生懸命やっていく。

質問 観光に関しては、夏の高温化、秋の紅葉の遅れ、降雪の極端化が起きている。

村長 今までの感覚から受け入れられない状態になりつつあるが、行政だけではどうにもならない。村民の皆さんと共に、柔軟に対応し研究をしていく。

林業政策について

質問 林業は業績的に順調で、就業者年齢も若く、村の将来性ある産業の一つと言って良い。

村長 様々な課題はあるが、林業が活性化すると、これが村にとって大きな希望であると思っている。今まで育成してきた林が今伐期を迎えている。これをいかに経済につなげていくかが大事。

若い林業従事者を増やすことが出来れば好ましい。林業を主軸にその他のこともやりながら生活していくことが現実的なのだと思う。若い人たちがどう支援していくことが出来るか、一生懸命考えていきたい。

農政課長 独立して林業を行う取り組みについては、ぜひご相談いただいて一緒に考えていきたい。

山上 他の課も含めて相談に関して、村民に「村がいろいろな相談を受け付けている」と伝えるのと、「村に相談したってどうせ無理」とか、「以前嫌な対応を受けた」と言う方が多い。このことについて、村民と村の意識に違いがある。

村には、若く独立した林業者や、家族で一手に栄村の特産品を担うトマト農家がいる。こういった人たちをよく研究し応援すべきではないか。この人たちが成功すれば、それに続く若い人が出てくる。村のビジネスモデルとしての確立を支援すべきだ。



魚田清美議員

女性の得意や好きなことをビジネスに上げるために、ビジネス講座や相談窓口を設けてはどうか。

村長 本人の情熱や意思が大事だが、国の制度も活用して、男女問わず、特技やスキルを活かす支援に取り組んでいきたい。

質問

育児、子育て中、介護等フルタイムで働くことが難しい女性がいる。また自分の空いている時間を使って、自分自身の知識やスキル、経験やアイデアを活かしたいと思っている女性も少なからずいると思う。少子高齢化、人口減少に伴い、村内の様々なサービスや事業が縮小していく傾向もあるが、移住された方や協力隊員を含めて、女性の力がこれからの栄村に重要になっていくと考える。そこで、仕事や趣味、介護経験などを活かして、自分も周りも地域にも嬉しい仕

事を生み出すビジネス講座を開いて、女性の自己実現を後押しできるような施策はないか。

村長

国の産業競争力強化法において、市町村が民間の創業支援等事業者と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、起業家教育事業等の総合支援など、創業機運の成熟を実施する創業支援等事業計画について国が認定している。栄村でもこの認定申請をしたところ。本制度は、創業者の経営、財務、人材育成、販路の開拓等、知識習得を目的として継続的に行う創業支援の取り組みを特定創業支援等事業と位置づけている。本人の情熱や意思が大事と思うが、国の制度も活用して、男女を問わず特技やスキルを自分らしく活かすことができる支援に、あらゆる手立てを講じて取り組んでいきたい。

商工観光課長

令和7年度より特定創業支援等事業では、協定金融機関が「創業カレッジ」を開催予定。長野県商工会連合会では「信州創業入門ゼミin北信」を開催しており、創業される方の入門講座があり受講料無料。新規事業への心構え、専門講師のもとで、ディスカッションを重視した講義、自分なりの事業計画書を描き、経営指導員が伴奏し、計画の実行、各種支援策の活用をサポートする。日本政策金融公庫では、女

性、若者、シニア起業家支援関連として新規開業資金の支援もある。

質問

「ナリワイ起業」これは、好きなことで誰かの些細な困り事を解決する小さな起業、つまり誰かに役立つことをビジネスとする起業である。事業主体は自分自身で、小さな収入と笑顔で地域を循環させるもの。日常生活の延長をビジネスにすることに資本金はいりません。必要なのは健康な体と時間とやる気です。人手不足で行政サービスの縮小や介護度がつかないためにヘルパーさんをお願いできない日常生活の支援。高齢者が増える栄村にとって重要なビジネスになるのではないかなと思う。今まで配布された商品券のように食品や燃料費以外にも主婦の方や時間に余裕のある方々が行うサービスにも利用できれば、仕事とお金が村の中で循環していくのではないかと考えるがどうか。

村長

とてもいいことだと思う。それぞれ自分の思いをいかに実践してやるか、商工会、商工観光課、地域おこし協力隊の皆さんと相談して皆さんで動く形を作っていただければと思う。

質問

インターネットを通じて仕事人を希望する人とそれを受ける人のマッチングサイトがある。そこでは、自分のスキルや経験を活かしながら希望の金額で簡単にサービスを出品

することができる。栄村でも様々な仕事やサービスを必要としている人と、それを提供できる人との情報交換の窓口を商工会や観光協会、協力隊などと連携して提供していく考えはないか。

商工観光課長

求めている情報を交換することは、とても必要なことだと思う。栄村商工会では、企業、店舗をより知ってもらうことで、仕事やサービスに繋げるようホームページで発信、紹介することを始めている。栄村商工会、秋山郷観光協会、地域おこし協力隊など関係者間の情報共有、話し合いの場が必要なので、より連携を含まれるよう考えていきたい。





保坂良徳議員

役場職員で消防団員
となっている人は、
災害発生時どちらで
活動するのか。

村長
個々が「自分はどう動
くべきか」ということ
で対応していく。

防災について

質問

震災から13年が過ぎた。新しい防災計画は、令和4年に改

められたが、村の状況は日々変化している。消防団員の減少、人口減少による集落組織運営に支障が出始めてきた。防災機関だけではなく、多くの村民の協力なくして防災計画は成り立たない。計画策定だけではなく、村民の行動を明確に定めた実施行動計画の策定が必要である。震災時本当に困ったことが改善された計画になっているのか。

- ① 役場職員で消防団員となっている人は、災害発生時どちらで活動するのか。
- ② 発災時、民生委員、児童委員、日赤奉仕団の行動内容や訓練は。
- ③ 防災機関の指揮命令系統は。

- ④ 避難所の備蓄品の内容、スペース、情報提供の方法は。

村長

上位計画の長野県防災計画は毎年改定されている。村の実績を踏まえ、定期的に更新が必要。いくらライフラインを整備しても「これで絶対」ということはなく、最後は人の結束力に頼らなければならないと認識している。

現在、村民の実施行動計画はない。役場の職員に関しては、基本的な動きは決めてあるが、災害発生時、個々が「自分はどう動くべきか」ということで対応していく。

副村長

民生委員や日赤奉仕団の発災時行動については、文書通達だけでなく、行動をより理解いただけるようにしていきたい。

避難所については、二次避難所の収容人員約2300人。備蓄品は、震災を受け、多様化と充実化を進めている。食料品、水、衛生用品、災害用トイレ、間仕切りテント、暖房器等。

情報提供については、基本紙媒体での対応を考えているが、今後、公式LINEやインターネットの活用を考えている。

要配慮者が村内で収容できない場合に備え、村外の施設の利用を踏まえ協定等を進めている。

議会や議員についてのQ&A

今号は「議員の権限」「議員の身分」についてお答えしたいと思います。

Q1. 議員の権限ってどんなものがあるの？

A. ①議決権

議会権限のうち、もっとも基本的・本質的なもので、条例の制定、改廃をするほか、予算の決定や決算の認定、金額が5千万円以上の請負契約や一定規模以上の面積・金額の財産取得や処分の決定を行います。

②選挙権

議長・副議長・選挙管理委員・補充員等を選ぶための選挙をする権限です。

③同意権

村長が副村長、監査委員、教育委員会委員等を選任するにあたり、同意するかしないかを決定する権限です。

④検査権及び監査の請求権

村の事務に関する書類や計算書を検閲し、村長やその他の執行機関から報告を求める検査権。監査委員に対して監査を求め、その結果の報告を請求する監査請求権。この2つの権限を使って、村民の代表として執行状況を監視します。



⑤意見書提出権

村に関係のある事柄について、県・国などへ意見書を提出することができます。

⑥調査権

村政全般について議会が独自に調査を行う権限です。調査に当たっては強制力が与えられ、議会は関係者の出頭や証言、記録の提出を求めることができ、正当な理由なしにこれを拒否した者には処罰規定があります。

⑦自律権

議会自らの意思で、議会の組織・運営の決定や処理する権利のことを言い、「会議規則の制定権、会期の決定権、懲罰権、自主的に解散する権利」等があります。

⑧承認権

村長が専決処分した事項について、次の会議において議会に報告し、その承認を求めることになっていますので、これを審議して承認するか、承認を与えないかを求める権限です。

⑨請願・陳情を受理し、処理する権限

議会は、住民の代表機関として、民意を広く行政に反映させるため、単に議会本来の権限事項を処理するだけでなく、村の事務や議会の権限に属する事項全般に関する請願を受理し、これを処理する権限を有しています。

請願は、憲法第16条に規定された国民の権利として、公の機関に対して要望を述べる行為です。地方議会に対する請願は、紹介議員が紹介して請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名を記載した文書で行われ、議会において審査し、採択か不採択かを決定し、その結果を請願者に通知します。

陳情は、紹介議員の必要がなく請願と同様の形式を整えていれば議会で受理して、その取扱いが議長の判断に委ねられています。

⑩報告、書類の受理権

議会は、村長その他の執行機関の事務処理を住民代表の機関として監視する権限を有しています。法律では、執行機関の処理する事務について、一定の報告をすることを義務づけています。

監査委員の監査結果報告、請願処理の経過と結果報告、繰越明許費繰越計算書の報告などです。

⑪議員派遣

議員派遣は、法第100条第12項に基づき、議会が議案の調査又は当該団体の事務に関する調査のため、その他議会において必要があると認めるときに会議規則の定めるところにより議員を派遣することができます。

Q2. 議員の身分について

- A. 非常勤の特別職公務員で、給料ではなく、議員役務の対価として報酬が支払われます。多くの議員がほかの職業をもちながら議員活動をしています。

